

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項に基づき、京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる機船船びき網漁業のうち、さより二そうびき機船船びき網漁業について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

京都府知事

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件
機船船びき網漁業（さより二そうびき機船船びき網漁業）	8 隻	5 トン以下	京共第 1 号	別記 1 の 1	操業区域の共同漁業権の関係地区に住所を有する者	別記 2
			京共第 3、7 号	別記 1 の 1		
			京共第 4、6、7 号	別記 1 の 1		
			京共第 5、6、7 号	別記 1 の 1		
			京共第 22 号	別記 1 の 2		
京共第 24 号	別記 1 の 3					

別記 1

- 1 3 月 1 日から 6 月 3 0 日まで
- 2 3 月 1 日から 6 月 3 0 日まで、9 月 1 日から 1 1 月 1 5 日まで
- 3 3 月 1 日から 5 月 1 0 日まで、9 月 1 日から 1 0 月 3 1 日まで

別記 2

- (1) 免許漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 日没から日の出までの間は操業してはならない。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 2 月 5 日まで

3 許可の有効期間

この許可の有効期間は、令和 7 年 3 月 1 日から令和 1 2 年 2 月 2 8 日までとする。